

# 長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度が始まりました。

問 たつせがある課 ☎56-0602

本市では、一人ひとりが互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別、性自認および性的指向にかかわらず、全ての人とその個性と能力を十分に発揮することができるまちの実現を目指すため、6月1日(木)から「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を開始しました。



## パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは？

- 日常生活で相互に協力し合うカップル等に対し、その関係性(パートナーシップ)を市に宣誓し、宣誓したことを市が証明する制度です。2人に子ども等がいる場合、ファミリーシップも宣誓できます。
- 法律婚とは異なり、法律上の権利や義務を伴う制度ではありませんが、自治体が宣誓を行ったカップル等をパートナーおよびファミリーとして認めることで、夫婦、家族と同等のサービスが受けられる場合があります。

## 制度導入の背景

- パートナーシップ宣誓制度は、生きづらさを抱えている性的少数者(LGBTQ+)に寄り添い、性的少数者であることを理由に差別されることなく、多様な性を認める人権尊重の取組として導入されました。
- 近年、各自治体で制度の導入が進められており、全国で270を超える自治体が導入、愛知県では21市町(6月1日時点)で導入しています。
- 自治体が性的少数者のカップル等の関係性を証明することにより、当事者に「社会に認められている」という安心感を与える効果があります。
- 本市でも、男女共同参画サテライトセミナーや男女共同参画に関する各種アンケートなどを通じて、さまざまな人から意見をいただくとともに、LGBTQ+の理解促進や支援活動に取り組む学生団体「Paleix」へのインタビューや市民と一緒に

に市民向け情報紙をつくるなど、さまざまな取組を進めてきました。(「Paleix」へのインタビュー内容については広報ながくて6月号へ。)



## 本市における制度の特徴

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、全国で270を超える自治体で導入されていますが、それぞれの自治体で少しずつ制度に違いがあります。長久手市の制度の主な特徴を説明します。



- ① 制度を要綱で定めています。  
制度を条例で定めている自治体もありますが、情勢に柔軟に対応できるように要綱で制度を定めました。
- ② ファミリーシップも含めて宣誓することができます。  
パートナーシップに加えて、2人に子どもがいる場合やその両親等の近親者も含めて家族としての関係性を宣誓することができます。
- ③ 性的少数者以外の人も制度を利用できます。  
多様な生き方を認め合うまちを目指すため、現在の婚姻制度が何らかの理由で利用できない人も利用できます。

※ 宣誓の要件、宣誓に必要な書類等詳細は市HPへ。



## 本制度で利用できるおもな支援内容



制度・サービス名	内容	担当部署
結婚記念証の贈呈	希望者に「長く久しく手を取り合って…」幸せを願うメッセージの入った長久手結婚記念証を贈呈	市民課
市営墓地	使用者が死亡した場合、使用权を継承できる。また、樹木型合葬式墓所について、パートナーと一緒に応募できる。	環境課
保護者面談等への出席	パートナーの子の保護者として各種面談(保護者面談、進路相談、生徒相談)に出席できる。	教育総務課
パパママ教室・育児教室	パートナーとともにまたはパートナーの子の保護者として参加できる。	健康推進課
各種申請・代理受領	法に定めがない場合、各種申請及び受領がパートナーに代わってできる。	福祉課・長寿課

※ 今後も行政サービスの拡充について検討を進めます。

今回の制度の導入をきっかけとして、多様な生き方をお互いに認め合い、誰もが自分らしく生きられるまちについて考えてみませんか。